



新型コロナワクチン接種について

【4回目接種券の発行について】

新型コロナワクチン接種（4回目）については、3回目接種を終了後5か月経過した方のうち、60歳以上の方および満18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象としています。

満18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方等の接種券の発行申し込みについては、5月23日付で送付した「新型コロナワクチン接種（4回目）の接種券発行について（通知）」のとおり、申請期限を6月3日としていましたが、期限を過ぎても大子町コールセンターで申請を受け付けています。すでに接種券の発行を申し込みされた方については、接種時期に応じて順次発送しています。3回目接種から5か月を経過しても接種券が届かない方は、大子町コールセンターまでお問い合わせください。

■お願い

新型コロナワクチン接種は強制ではなく、さまざまな事情で接種を受けていない方もいます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方へ差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

問合せ 大子町コールセンター TEL 76-8076 開設日時：月～金曜日（祝日除く。）8:30～17:00



新型コロナウイルス感染症に関する相談先・受診のし方について

発熱等の症状がある方は、かかりつけ医等地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をした上で、マスクを着用し、指定された時間を厳守して、医療機関の指示に従い受診してください。かかりつけ医がない場合などについては、下記にご相談ください。

■受診・相談センター（県庁内）

TEL 029-301-3200 8:30～22:00（土日・祝祭日を含む。）

■ひたちなか保健所

TEL 029-265-5515 9:00～17:00（平日）

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



町民無料バスみどり号およびワクチン接種臨時バスのお盆時期の運行について

今年度のお盆時期の運行は、次のとおりとなりますのでご注意ください。

月曜日		火曜日		水曜日		金曜日	
8月8日	運行	8月9日	運行	8月10日	運行	8月12日	運行
8月15日	運休	8月16日	運行	8月17日	運行	8月19日	運行

問合せ <みどり号>まちづくり課 TEL 72-1131
<臨時バス>総務課 TEL 72-1114



熱中症に注意しましょう

熱中症は、気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さに対する油断なども要因となっておきます。また、夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあります。

熱中症の主な症状としては、めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気などがあります。重症化すると意識障害やけいれんを起こすことがあります。

熱中症はきちんとした対策をとれば防ぐことができますので、予防に努めてください。

■「新しい生活様式」における熱中症予防のポイント（厚生労働省ホームページより）

- ・屋外で人との距離（2m以上を目安）が確保できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はない。
- ・マスク着用時は強い負荷の作業や運動は避ける。
- ・マスクを着用する場合でも、屋内で熱中症のリスクが高い場合には、エアコンや扇風機、換気により、温度や湿度を調整して暑さを避け、こまめに水分補給をする。

■熱中症の予防法

▽暑さを避ける

- ・室内の温度や湿度をこまめに確認し、扇風機やエアコンを利用する
- ・涼しい服装を心掛け、外出の際は日傘や帽子を活用する
- ・外出の際は天気予報などを参考に、暑い日や時間帯を避けて活動する

▽こまめに水分補給をする

- ・喉が渇く前に、こまめに水分補給をする
- ・激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給する

▽暑さに備えた体づくりをする

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を心掛け、身体が暑さに慣れるようにする



■熱中症になった時の処置

▽意識がある、反応が正常な時

- ・涼しい所に避難し、衣服をゆるめ体を冷やす
- ・水分や塩分を補給する

（自力で水分補給ができない場合や症状が改善しない場合は医療機関を受診する。）

▽意識がない、反応がおかしい、けいれんがある等の時

- ・救急車を呼ぶ
- ・涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

問合せ 消防本部 TEL 72-0119 健康増進課 TEL 72-6611



年次有給休暇を上手に活用しましょう

【事業主の皆さんへ】

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

問合せ 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

保険

新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した場合など、介護保険料が減免される場合があります。

■減免対象となる介護保険料

令和4年度分の介護保険料のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもの（特別徴収は対象年金給付の支払日）。

■対象者および減免額

- ①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病を負った方
→全額免除
- ②主たる生計維持者の令和4年の事業収入等（事業・山林・不動産・給与）のいずれかが、令和3年の当該事業収入等と比べて（保険金・損害賠償等により補填されるべき金額を控除後）3割以上の減少が見込まれる方（事業等の廃止または失業を含む。）
→減免額は事業収入等の減少額等によりますので、詳しくは福祉課までご連絡ください。

■申請方法

介護保険料減免申請書に必要事項を記入し、添付書類を添え、郵送または持参してください。

上記①の方…医師による診断書の写し

上記②の方…令和4年1月から現在までの収入が分かるもの（帳簿や給与明細等）

※事業等の廃止または失業の場合は廃業届、解雇通知、失業証明書など

※保険金や損害賠償等がある場合は保険明細や振込通知（補填されるべき金額が分かるもの）など

問合せ 福祉課高齢介護担当 TEL 72-1135



新型コロナウイルス感染症の労災補償に関するお知らせ

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります。

▽感染経路が業務によることが明らかな場合

▽感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※（例2）顧客等の近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

▽医師・看護師や介護の業務に従事する方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

▽症状が持続し（罹患後症状があり。）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは、次のホームページをご覧ください。

厚生労働省HPのQ&A（項目「5 労災補償」）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-1)



問合せ 茨城労働局労働基準部労災補償課 TEL 029-224-6217

相談

「こころの相談」のお知らせ

ストレスの多い現代、こころの調子を崩すことは誰にでもあります。気持ちの落ち込み、悩み、不安、閉じこもり等一人で悩まずに、気軽にご相談ください。話を聞いてもらうだけで心が軽くなります。また、今後の対応を一緒に考えていくことができます。相談内容は、一切漏らしません。本人が来所できない場合は、ご家族の方だけの相談でも結構です。

■日時 8月22日（月）13:00～16:00 ※予約制

■場所 保健センター ■料金 無料

■申込み 8月19日（金）までに、健康増進課へ電話でお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

税

町税等の納税はお済みですか

下記の納期限および口座振替日は8月1日です。納税等がお済みでない方は、納期限までに納付をお願いします。口座振替利用の方は、口座の残高確認をお願いします。納期限から一定期間が経過すると督促状が送られ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。



納付には、便利な口座振替がお勧めです。一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため金融機関等に出かけて納付する必要がなくなります。各窓口での混雑緩和や感染症の拡大防止にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか、税務課収納対策室にご相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

税

個人事業税の納税について

令和4年度個人事業税の第1期分の納税通知書は、8月中旬に発送されます。

納付期間は8月19日（金）から8月31日（水）までとなりますので、期限内に納付をお願いします。

なお、すでに口座振替の手続をされている方は、8月31日（水）に口座引き落としになりますので、残高の確認をお願いします。詳しく知りたい方、また、新たに口座振替制度の申し込みを希望する方は、茨城県常陸太田県税事務所まで、お問い合わせください。

問合せ 茨城県常陸太田県税事務所 課税第一課個人事業税担当 TEL 0294-80-3311
〒313-8666 常陸太田市山下町4119



人権電話相談を開設しています

いじめや近隣とのトラブル、家庭内の心配ごと、誹謗中傷などなやみごとを、人権擁護委員に電話で相談してみませんか？相談は無料で、秘密は固く守られます。ひとりで悩まずにお電話ください。

■日時 毎週水曜日 9:00～15:00

問合せ 水戸地方法務局常陸太田支局 TEL 0294-73-0221

相談

労働相談会の開催

【ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所）】

■日時 8月12日（金） 10:00～12:00、13:00～14:30

■場所 中央公民館 2階 第1研修室

■内容 就職に関する職業相談、求人に関する相談、雇用保険各種届の受理など。

【いばらき就職支援センター】

■日時 8月19日（金） 10:00～12:00、13:00～15:00

■場所 中央公民館 2階 第1研修室

■内容 求人受け付け、就職相談、職業紹介、内職相談、キャリアカウンセリング、適性診断など。

※状況により、急遽中止になる場合もあります。

問合せ ハローワーク常陸大宮 TEL 0295-52-3185 いばらき就職支援センター TEL 0294-80-3366



「大子町しあわせ+（プラス）商品券」を配布します

原油価格・物価高騰の影響を受けている町民の皆さんと事業者の皆さんへの支援策として、全町民を対象に、町内で使用できる「大子町しあわせ+商品券」を配布します。

「大子町しあわせ+商品券」は、町民の皆さんが使用した商品券を取扱店舗が換金する際に、商品券の額に10%上乘せした金額を町からお支払いすることで、地域経済を応援する事業です。

- 対象者 ①令和4年7月6日時点において大子町の住民基本台帳に住民登録されている方
②令和5年1月31日までに出生の届出がされた方
- 商品券 1人当たり5,000円（1,000円券3枚、500円券4枚 計7枚つづり）
- 配布時期 8月下旬
- 配布方法 世帯主あてに世帯員分の商品券を送付します。
- 使用期間 令和4年9月1日（木）～令和5年1月31日（火）5か月間
- 取扱店舗 現在、大子町商工会において取り扱い店舗の募集を行っています。取り扱いを希望する事業者の方は、大子町商工会（TEL 72-0191）へお申し込みください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

大子町商工会 TEL 72-0191



バーベキューでは火の取り扱いに注意しましょう

行楽シーズンであるこの時期は、バーベキューなどで火を使うことが多くなります。誤った使用法は大きな事故につながります。製品の取り扱いに注意し、安全に楽しく過ごしましょう。

■カセットコンロの注意点

カセットコンロ全体を覆うような鉄板や鍋をのせる行為は、ボンベが加熱されることにより爆発する危険性があるため、絶対にやめましょう。

■着火剤の注意点

着火剤は揮発性、燃焼性が高いことから、着火剤を点火する際は十分な距離を取り、適量を守ってください。また、継ぎ足しは絶対にしないでください。

■炭の注意点

炭を消火する際は、水に長時間浸ける、専用の炭つぼにいれるなど、適切な処理をし、燃えやすいもののそばに絶対に置かないでください。



問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119



特定健診を受けた方へ、結果説明会のお知らせ

今年度、特定健診を受けた方の結果で、将来、生活習慣病の発症リスクが高いと予測される方を対象に結果説明会を実施します。対象となった方には、結果説明会の通知と特定保健指導利用券をお送りします。生活習慣を改善するための特定保健指導を実施します。肥満や生活習慣病があると新型コロナウイルス感染症が重症化しやすくなるとも言われています。今だからこそ生活習慣を見直すことが必要です。ぜひご参加ください。

■特定健診や特定保健指導を受けないと？

特定健診や特定保健指導を受けずに、生活習慣病の前兆に気づかないまま重い病気を発症してしまうと、医療費が家計を圧迫するだけでなく、日常生活に支障が生じ、収入が落ち込むおそれがあります。また、こうした病気にかかる国保加入者が増えると、医療費全体が増加し、国保税の引き上げが余儀なくされる場合もあります。ご自分の健康のためにも、いつまでも安心して医療を受けられるためにも、年に一度は特定健診を受け、対象になった方は特定保健指導を利用しましょう。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果）

観測場所	観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）※原子力規制庁提供情報
大子町役場	6月 1日 正午	0.069
	6月15日 正午	0.071
	6月30日 正午	0.070

※参考 一般の方の年間追加被ばく量は、1mSv（ミリシーベルト）と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 」が国（環境省）が定める基準です。この数値の環境下で1年間過ごした場合に、1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



放射性物質測定結果について

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機（ベクレルモニター）を導入し、町民の方から申請のあった町内で生産および採取された農畜林水産物等の測定を行っています。令和4年6月に測定した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所(大字)	セシウム合算(Bq/kg)	ヨウ素131(Bq/kg)
梅	1	池田	検出せず	検出せず
ふき	2	南田気	検出せず	検出せず
ブルーベリー	1	外大野	検出せず	検出せず

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。イノシシ肉、こしあぶら、野生きのこは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>



問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。※相談は1件あたり1時間程度です。日時は変更になる場合があります。

- 日時 8月18日（木） 10:00～15:00（12:00～13:00を除く。）
- 場所 役場会議室(個別に案内) ■定員 4人(要予約・先着順)
- 申込期間 8月9日(火)～8月17日(水) ■相談員 山口康夫氏(前国土館大学法学部教授)

※既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

申込・問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124 (9:00～12:00、13:00～16:00)



8月は「道路ふれあい月間」です

道路の正しい利用と、道路愛護の普及を目的として、毎年8月1日から31日までの1か月間を「道路ふれあい月間」、8月10日が「道の日」と定められています。道路は、わたしたちの毎日の生活を支えるうえで、欠かすことのできない大切なものですが、あまりにも身近な存在であるためその重要性が見過ごされがちです。「道の日」を契機に、道路の役割をもう一度見直してみましょう。また、期間中は各区の道路清掃などに参加される方もいると思いますが、暑い日が続きますので、くれぐれも無理をしないようお願いします。

問合せ <国道および県道> 大子工務所道路管理課 TEL 72-1715
<町道、林道、農道> 大子町建設課 TEL 72-2611

町民課職員が皆さんの自宅や職場等へ、
マイナンバーカードの出張申請サポート
に伺います！

役場に行くのは大変！
忙しくて申請できない！



大子町に住所がある方で

マイナンバーカードをお持ちでない方は、
町民課（0295-72-1112）まで
お気軽にお電話ください。

※マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は
令和4年9月末です！申請はお早めに！！

マイナンバーカードの受取方法で、申請の仕方が変わります。

■自宅に郵送して受取

※本人限定受取郵便のため、郵便局から通知が届いたら、受取可能な時間や受取場所を調整し、マイナンバーカードを受け取ります。

持ち物 本人確認書類2点（運転免許証、健康保険証等）
通知カード

手順 ①申請書の記入
（氏名、住所、マイナンバーカードに設定する暗証番号等）
②写真撮影

■町民課窓口にて交付

※本人確認書類が1点しかない場合は、町民課窓口での交付になります。



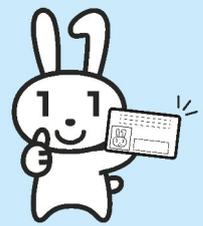
○申請の所要時間は、1人あたり10分程度です。

○マイナンバーカードは申請から交付までに概ね1か月程度かかります。

出張申請サポートの相談及びマイナンバーカードの申請・交付等に関する問合せ
大子町役場 町民課 0295-72-1112

マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！



本人確認書類として使える！



マイナンバー



マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！

コンビニで各種証明書が取得できる！※1 ※2

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。



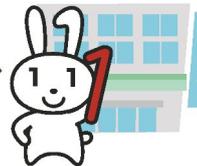
健康保険証としても使える！※3

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



オンラインで行政手続きができる！※1 ※4

確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。



新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



便利な「マイナポータル」が使える！※1 ※4

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。



民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。



※1 市区町村によってサービスが異なります ※2 毎日6:30から23:00まで利用できます(市区町村により異なる場合があります) ※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント
第2弾
実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると

最大 **20,000円分** のポイントがもらえる！

カード取得は、
お早めに！



1

マイナンバーカードの新規取得等※で

5,000円分 の
ポイントがもらえる！

+

2

健康保険証としての利用申込みで

7,500円分 の
ポイントがもらえる！

+

3

公金受取口座の登録で

7,500円分 の
ポイントがもらえる！

2022年1月1日から実施中

6月30日からポイントの申込み受付・付与を実施中

※カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→



マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカードの申請期限は、**9月末**までとなりますので**お早めに！**

大子町の皆さん! 「通知カード」を「マイナンバーカード」と 思い込んでいませんか?

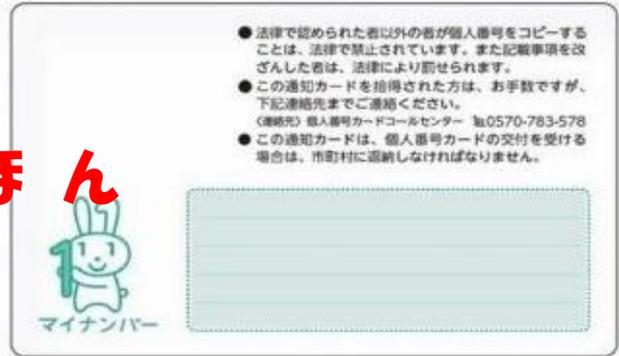


【通知カード】

みどりの用紙は、マイナンバーカードではありません。
本人確認書類にはなりません。



みほん



【マイナンバーカード】

顔写真入りのカードが、マイナンバーカードです。
本人確認および自分のマイナンバーが同時に確認できる書類です。



みほん



マイナンバーカードをお持ちでない方は、無料で簡単に作れます。
町民課窓口において、写真撮影等の申請サポートを行っています。

カードの
申請

カードが
町民課に到着

申請者本人に
カードの受取
はがき発送

カードの
受取に町民課
へ来庁

マイナポ
イント申請の
手続き
<うらへ>

**マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの
申請期限は令和4年9月末日まで!**
申請はお早めに!!

※マイナンバーカードは、申請から交付までに概ね1か月程度かかります。

問合せ 大子町役場 町民課 Tel 0295-72-1112

マイナポイント第2弾の申請が6月30日から始まりました

第2弾では、マイナンバーカードをお持ちの**全員**がマイナポイントの対象となります。



マイナンバーカード新規取得で既に5,000円相当のマイナポイントをもらった方も、健康保険証の利用申込み、公金受取口座登録をすることで、15,000円相当のマイナポイントの対象となります！



まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会に作ってみませんか？

※マイナンバーカードを**令和4年9月末**までに申請された方が対象となります。

対象者	ポイント付与数	付与方式	ポイントの申込期間
カード新規取得等	5,000円相当	20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与	令和4年1月 ～ 令和5年2月末
健康保険証利用申込	7,500円相当	直接付与方式 (チャージ又はお買い物不要)	令和4年6月30日 ～ 令和5年2月末
公金受取口座の登録	7,500円相当		

マイナポイントの申請方法

マイナンバーカードを使って申込むと、**最大20,000円分**のポイントがもらえます！
申請方法は簡単！！

1 「マイナポイントアプリ」をダウンロード

マイナポイントアプリをiPhoneの方はApp Store、Androidの方はGoogle Play ストアからダウンロードしましょう。



ダウンロードはこちらから



2 マイナンバーカードをスマートフォンで読み取る

マイナンバーカードの申請時or受取時にご自身で設定した「**数字4桁のパスワード**」を入力

パスワード入力
※申請時or受取時に
利用済みのパスワード(数字4桁)を
入力してください。

キャンセル OK

次へ進む

スマートフォンの下へマイナンバーカードをセットし、**カードを読み取る**

マイナンバーカードにかざしてください。



カードへのかざし方は機種によって異なります。



パスワードの入力を3回連続で間違えてしまうと、住民票のある市区町村窓口で、再設定を行う必要がありますので、ご注意ください。

発行

3 お好きなキャッシュレス決済サービスを検索し、選択

決済サービス選択

検索項目を入力し、「検索」ボタンを押してください。検索結果の中から決済サービスを選び、「選択」ボタンを押してください。

利用できる決済サービスは、マイナポイントホームページでも確認ができます。

キーワード

サービス番号を入力



〇〇カード

決済事業者名称: 〇〇カード株式会社

決済サービス区分: デビットカード

ポイント名称: 〇〇カード

利用方法: 購入

付与方法: 決済時

付与タイミング: 決済と同時に

登録サービス番号: MP00000000

選択

4 申込情報を入力して、登録完了！！

申込情報入力のかた

「決済サービスID(必須)」
「セキュリティコード(必須)」
「電話番号(下4桁)(任意)」を入力します。*

※電話番号欄にご自身の電話番号下4桁を入力いただくことで、コールセンターへの問合せにより、マイナポイントの申込状況について確認いただくことが可能となります。

入力

入力

タップ

タップ

※スマートフォン等をお持ちでない方は、町民課窓口等で申請サポートしております。ポイント申請には、マイナンバーカード、暗証番号(4桁)、ポイント受取先となる電子マネーのカード等が必要です。あわせて口座登録をされる方は、口座番号がわかるものをご持参ください。



浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、定期検査（①法定検査）と定期的な維持管理（②保守点検・③清掃）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。浄化槽を正しく使っていただくよう皆さんのご協力をお願いします。

①法定検査

- 実施機関 公益社団法人茨城県水質保全協会（県指定検査機関）
- 実施回数 毎年1回 ※初回検査は使用開始から3～8か月以内
- 内容 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているか外観・水質・書類を検査します。

②保守点検

- 実施機関 県に登録している保守点検業者
- 実施回数 年3～4回 ※10人槽以下の家庭用浄化槽の場合
- 内容 浄化槽内の機器（送風機など）の点検や消毒剤の定期的な補充を行います。

③清掃

- 実施機関 市町村の許可を受けた清掃業者
- 実施回数 年に1回以上 ※全ばっ気方式は6か月に1回以上
- 内容 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

<法定検査の申込先>

公益社団法人茨城県水質保全協会 検査部 TEL 029-291-4004

問合せ 大子町生活環境課 TEL 76-8802 茨城県県北県民センター環境・保安課 TEL 0294-80-3355

募集

「知りたい福祉！！」教室 参加者募集

自分たちの住む町の福祉課題や福祉の状況を理解し、ボランティア活動への積極的な参加やきっかけづくりを図るため教室を開催します。

～楽しく学ぼう！認知症について～

- 日時 8月26日（金）9:30～11:00
- 場所 文化福祉会館「まいん」観光交流ホール
- 参加費 無料
- 募集人数 30人程度
- 講師 明治安田生命 菊池身和子氏
- 対象者 大子町内に在住の方等 ※小学4年生以下は保護者同伴
- 申込書 8月19日（金）までに大子町社会福祉協議会窓口またはホームページからダウンロードし、社会福祉協議会へお申し込みください（郵送可）。

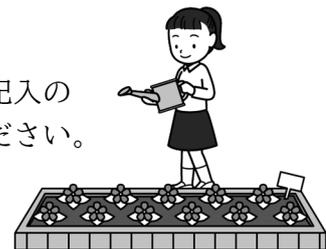
申込・問合せ 大子町社会福祉協議会 TEL 72-2005

募集

令和4年度 花壇づくり団体募集

チャレンジいばらき県民運動では、花いっぱい運動にすでに取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている団体・学校に対して、費用の支援（助成金額1団体・学校あたり5万円以内）を行います。

- 支援条件 応募書類による書類選考において選定します。
- 応募方法 下記のホームページから応募用紙をダウンロードし、記入のうえ、「チャレンジいばらき県民運動」に提出してください。
チャレンジいばらき県民運動ホームページ
(<https://challenge-ibaraki.jp>)
- 申込期限 9月30日（金）



問合せ チャレンジいばらき県民運動 TEL 029-224-8120



「仲井下」バス停の名称変更および 「奥久慈おでかけ快速バス」停留所の追加について

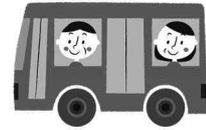
8月1日（月）から茨城交通「上岡・森の前線」バス停の「仲井下」が、「奥久慈茶の里公園前」に名称変更します。なお、バス停の場所の変更はありません。また、「奥久慈おでかけ快速バス」停留所に、「奥久慈茶の里公園前」が追加となります。ぜひご利用ください。

【奥久慈おでかけ快速バス概要】

■料金 大人：片道500円（税込） 小児：片道250円（税込）

■運行日 8月11日、13日、14日、10月29日、30日、11月3日、5日、
6日、12日、13日、19日、20日、23日、12月29日～31日、翌1月1日～3日

■運行ダイヤ



(那須塩原方面)			
常陸大子駅前発	9:40	11:50	15:40
旧上岡小学校前（乗車のみ）	9:45	11:55	15:45
奥久慈茶の里公園前（乗車のみ）	9:56	12:06	15:56
那須塩原駅西口着	10:50	13:00	16:50
(大子方面)			
那須塩原駅西口発	9:00	13:20	17:40
奥久慈茶の里公園前（降車のみ）	9:54	14:14	18:34
旧上岡小学校前（降車のみ）	10:05	14:25	18:45
常陸大子駅前着	10:10	14:30	18:50

※運行ダイヤについては、既存の一般路線バス等との調整で前後する場合があります。

※那須塩原駅西口は3番バス停発着の予定です。

■予約方法

Webまたは電話にてご予約ください。

（ご予約は乗車日1か月前の同日9：00～前日23：59まで。空席がある場合は当日乗車可。）

・茨城交通高速バス予約センター（9：00～13：00／14：00～18：00）

TEL 029-309-5381

・茨城交通株式会社 大子営業所（10：00～18：00）

TEL 0295-72-0428

・ハイウェイバス ドットコム（WEB）<http://www.highwaybus.com/>

※新幹線に乗車する場合は特急券・乗車券を別途、購入する必要があります。



問合せ 観光商工課 TEL 72-1138



ハローワーク求人情報について

毎週月曜日に、町ホームページに「ハローワーク求人情報」を掲載しています。下の二次元コードから「ハローワーク求人情報」をご覧ください。また、役場ロビー（1階）、観光商工課（2階）、中央公民館にも求人情報のチラシを設置していますので、ご自由にお持ちください。

※ハローワークの休業日などによっては、月曜日に更新されない場合もあります。



問合せ ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所）
TEL 0295-52-3185





健康づくりポイント事業 対象事業追加のお知らせ ～Forespo (フォレスポ) 利用もポイント付与対象になります～

今年度の健康づくりポイント事業は5月6日より開始していますが、7月8日に大子広域公園フォレスポ大子内にスポーツジム「Forespo (フォレスポ)」がオープンしたことから、Forespo利用についてもポイント付与対象とすることになりました。

■ポイント付与期間 令和4年7月8日(金)～令和5年3月31日(金)

※利用が確認できれば後日のポイント付与も可能です。フォレスポ大子受付にお申し出ください。

■ポイント付与数 1回の利用につき、1ポイントです。「楽しいエクササイズ」、「ナイトエクササイズ」、「楽しいアクアビクス」と合わせて、最大5ポイント獲得することができます。

■ポイント付与方法 Forespo利用時に、フォレスポ大子受付にポイント手帳を提示してください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



男女共同参画セミナー 「移住・転入女性が暮らしやすい地域を目指して」

男女共同参画の意識向上やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、男女共同参画セミナーを開催します。どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

■日時 8月6日(土) 13:00～15:00 ■場所 daigo front (旧森山写真館)

■参加費 無料 ■定員 先着15人

■テーマ 移住・転入女性が暮らしやすい地域を目指して

■講師 藤本菜月氏 (一般社団法人tenten代表理事)
[プロフィール]

石川県生まれ、福島県福島市在住。結婚を機に農林水産省を退職し福島県へ。福島県内4か所で生活した経験をもとに転入女性サポートの活動を立ち上げる。2020年10月に(一社)tentenとして法人化。

■主催 大子町 ■実施主体 NPO法人まちの研究室

問合せ NPO法人まちの研究室 TEL 76-8025

当日はYouTubeライブ
でオンライン配信を
行います。



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)の給付について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

■支給対象者【要申請】

- ・公的年金給付等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない(収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る)方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

※令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方は、申請不要です。すでに支払は完了しています。

■支給額 児童1人当たり一律5万円

■申請方法 申請が必要ですので、必要書類等を福祉課までご提出ください。
詳細については、町ホームページをご確認ください。

■申請期限 令和5年2月28日(火)

問合せ 福祉課 TEL 72-1117





マイナンバーカード（個人番号カード）の休日申請受付

大子町に住民登録されている方を対象に、職員が申請のサポートをしています。マイナンバーカードを作成していない皆さん！ぜひこの機会に作成しましょう！

■受付日時 8月14日（日）9:00～12:00 ■受付場所 町民課

■申請・受取方法

- 申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは、後日、本人限定受取郵便で受け取る場合
 - ・持参するもの 申請時：(※)Aを2点またはAとBを各1点+通知カード
- 申請と受取時に来庁し、マイナンバーカードを町民課窓口で受け取る場合
 - ・持参するもの 申請時：(※)AまたはBを1点
 - 受取時：(※)Aを1点またはBを2点+交付通知書(はがき)+通知カード

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。
 ※電子証明書の更新を希望する方は、マイナンバーカードを持参してください（暗唱番号も必要です）。
 ※平日の受付時間は、8:30～17:15（水曜日は19:00まで）です。

本人確認書類（※）	
A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、身体障害者手帳など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証（マル福）、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112



ひとり親家庭の母・父のためのパソコン講習会について

ひとり親家庭の母、父、寡婦の方の自立を応援するために、就職等に必要な知識や技能を身に付ける就業支援パソコン講習会を開催します。参加を希望する方は、郵送またはFAXにてお申し込みください。

■実施期日 9月11日（日）・10月2日（日）・10月16日（日）・10月30日（日）
 9:30～16:30（受け付け8:50～）

■実施場所 社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会

■定員 15人（定員を超えた場合は、抽選とします。）
 ※4日間出席できる方、パソコンで文字入力できる方。
 パソコンは、当センターで用意します。

■託児 有り（2歳以上小学生まで）
 ※コロナ禍のため、利用者が多い場合には、利用をお断りすることも考えられますので、ご容赦願います。

■費用 1,000円（教材費）※講習日初日に徴収します。

■申込期限 8月18日（木）必着



※申込書はホームページ（<http://www.ibaboren.or.jp>）または大子町役場福祉課にて配布します。

申込・問合せ 社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会 ひとり親家庭等自立支援センター
 〒310-0065 水戸市八幡町11-52 TEL 029-221-8497 FAX 029-221-8618

－ 次回の発行は、8月5日（金）です。 －